八幡製鐵所職工の罷工と怠業は頗る根強い。官憲が目して以て罷工の主謀者、煽動者となした日本勞友會の幹部五十幾名が檢束され盡しても、運動は形を代へて繼續してゐる。所内の中樞機關たる中央本部も、警察からの嚴重な警戒で脈絡がなくしては、煙突から煙が立たない。別項記載の如く各工場の代表者は

五日の要求に對する中川次

長の回答を得て一應職場に引き取りはしたが、斯かる誠意なき不徹底の返答には服する事ができぬとは彼等が隨所に於て私語しつゝある處である。七日夜製鐵所の表通りたる本町筋は何事かを期待する勞働者の群集を以て充たされた。しかし其の逸一擧は警察の戒嚴狀態により僅かに事なきを得た。勞働者は何故斯う昂奮してゐるか。彼等は何故斯う執拗に罷業氣分に囚はれてゐるか。それには譯がある。

否まれぬ

根本の理由

がある。此の根本の理由が除かれねば如何に官憲の壓力を以てしても到底罷業氣分の解決は望まれさうに無い。然らば其の根本理由とは何か。製鐵所の制度の大缺陷である。勞働に於ける重疊せる宿弊である。不平の勞働である。遣り場のない勞働者個々の心に宿る公憤である。罷工罷業は單に結果な。

其の原因は既に多年に亘り

勞働者の間に釀成されつゝあつたのだ。吾等の側面觀を以てすれば、第一に待遇の問題である。今日、官僚の勢力が跋扈して底止する處を知らぬ時、殊に其の顯著なる八幡に於て製鐵所の職工は大略何程の收入を得つゝあるか。如何なる勞働條件を強要されて居るか。製鐵所側及官憲等の大マカな計算は或は彼等の生活難を否定するかも知れぬが、吾等の直接勞働者に依つて得た數字に依ると彼等の

生活難は

實に想像以外

である。彼れ等の中相當の熟練職工は日給一圓を得る。此の本給に對して五割の手當(即ち十五圓)がある。更に出勤日に限り一日三……

三日間以内の缺勤者には二割三割の割增がある。之等を通算して一日平均二圓内外の給料となり、月に積つて相當の收入とは思はれるが加給と云ひ割增と云ひ、之等は勞働者の慾望を挑發する事を目的とした制度であつて

實際に積つて見る時は頗る

飽つ氣なき目標である。物價の高い八幡に於て妻子から成る家族を養ふ爲には、彼等は法則を無視した長時間の勞働に堪へねばならぬ。即ち彼等の多くが境遇の要求よりして自ら進んで工場に働く時間は今日の午前七時から翌日の午後六時迄三十六時間ブッ通しである如く酷烈なる勞働を連續する事に依て

臨時職工は一日ごと一夜ごとに

三人三分、本職工は三人五分がたの本給に對する加給を得、一ヶ月間に此の三十六時間勞働を七回乃至九回反覆して漸く其の生活の安定を圖つてゐる狀態である。

所は此の過激極まる勞働に「褒美」といふ名稱をつけて我慢せしめ澄ましてゐる。驚くべきではないか。此の過勞に依つて大抵の職工が精勤を爲し得ない

精勤を爲し得ないとすれば

加給と割增とは全く畫に畫いた餅と同樣である。故に算盤の上で七十圓八十圓となる職工も、事實の上では四十五圓乃至六十圓といふ位の收入狀態である。彼れ等は表面の收入に基いて年に二十圓内外の所得稅を賦課される。之等の臨時支出は總て入質に依るか、借金に依るかの遣り繰り手段に訴へねば餘裕がないといふ事だ。職工を通じての生活苦の程度略想像すべきである。然るに彼れ等の不平の種は獨これに止まらない(序に附記す、前記の手當なるものは日給八十五錢以下六十五錢迄は十三圓五十錢、六十五錢以下は八圓五十錢といふ尻細りの數字である)

賄賂公行の情實づくめ

職工等は長官以下課長迄の顏を見た者がない

瀆職事件以來の怠業氣分

生活問題を外にして職工の間には大きな不平がある。それは「……ら眞面目に働いても働き榮えがない」と云ふ事である

◇待遇の總てが能率本位でなくて情實本位になつてゐる。と云ふのは製鐵所は官業であるから民間の會社と異つて仕事が放漫である。どんな惡成績を擧げても損をするのは國家で所内では誰あつて爾を祟られる者がない故に優秀な技術者を登用して良成績を擧げやうなど考へる者は一人もなく總て情實と貢獻さが

◇待遇の厚薄と正比例する長官以下の階級を擧げると長官、次長、技監、部長、課長、係長、技師(奏任)技手(現場監督)組長、伍長而して平職工といふ事になつてゐる。戰爭ならば戰線の眞先に立つ兵卒である所の平職工は實際の仕事前の能率……

◇論功行賞を受けずに功に上長に取入つて其の歡心を買ふ事に依つて之れを受ける……でビールサイダーの一ダース少し奮發して會席膳や仙臺平の袴と云つた樣な品物を贈つて上役に取り入る者は幾ら怠けてゐても正直精勤者よりも餘計に賞與を得るこんな風だから竟には職工全部が

◇眞面目に働くのが馬鹿になりノラリクラリと怠業をやつて一日十二時間「場」にゐても時間は正味三時間分であるとは彼等の口を揃へて告白する處である故に殘業をやつて三十六時間ブッ通しの勤務をしても實際の仕事の分量は推して知る可しである階級に從つて順送りに

◇贈收賄の風が旺であり此の卑劣手段で各自地位の安固を圖るのだから此の弊害のできぬ者は隨つて不遇である監督の任に……

製鐵所側の要求拒絕

◎◎◎

勞友會、戰報告演說

依然怠業繼續か

勞友 最後回答

會の要求に對する回答して……は七日午後……時に……ら……る可きと定なり此前夜に於て友愛會八幡支部と日本勞友會との間に相當の了解成立し友愛會代表者は病氣の爲後五時頃め引籠り中なりし日本勞友會理事が一方間田崎恕氏を擁立後援して八幡警察たつて……齊藤部長を訪ひ午後四時三十分答文なりと更に製鐵所本事務所樓上にて齊藤(現場代)警察部長、新納憲兵分隊長立會の……物を交……上中川次長に會見して要求に對する回答を迫ると共に今回の罷動……議に關し友愛會に其協定を一任せられたしと求めたるも中川次長は之を言下に拒絕し飽迄製鐵所としての……

我軍の立場

……內は……からざる……地を阻……に……情すべきものあり特派員は先づ司……し見……現下極東の一般狀況を聞きたり……今や浦鹽の兵權は洲自……は目下之れに加……したり而……りて……見地によ……合作戰本部を組織し……の農民軍入込みしが不穩の行動なく……これ我軍の……ずたる……と軍の主張によ……現在の安協にして破……逆睹し得ざるものあ……嚴の……容易ならざるものと……せら……れざる……を申出でたりとの噂あるな……

森戶事件

高野佐々木……

……森戶大內兩……國大學助教授に對する……傍聽を禁止したるを以て其の內容……より午前中……開せし本廷證人として……意見を……述ぶる處あり次いで金川……他は全部却下……十分閉廷……

佐々木惣一郎博……熱辯を振ひ

……日と二十二日の三日間續行し……

野博士渡邊早大敎授

間亘る

……山檢事の……刑左の如し

禁錮六ケ月罰金百圓

禁錮一ケ年罰金百五十圓